多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和3年3月23日

宇　土　市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第７条第５項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第６項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	２号事業	３号事業	４号事業	地域	重点区域との重複の有無		
	○			轟地区	無	令和2年度 ～ 令和6年度	石橋集落協定
	○			緑川地区・轟地区	無	令和2年度 ～ 令和6年度	飯塚集落協定
	○			緑川地区・網津地区	無	令和2年度 ～ 令和6年度	城塚（１）集落協定
	○			網津地区	無	令和2年度 ～ 令和6年度	猪白集落協定
	○			網津地区	無	令和2年度 ～ 令和6年度	小舟集落協定
	○			網田地区	無	令和2年度 ～ 令和6年度	長浜集落協定
	○			網田地区	無	令和2年度 ～ 令和6年度	田平集落協定
	○			網田地区	無	令和2年度 ～ 令和6年度	引の花集落協定
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	